



熊本県公報

第 1 2 6 0 2 号

平成 29 年 3 月 10 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく医師の指定 (障がい者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 (") 2
- 道路の供用開始 (道路保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定 (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定 (") 2
- 保安林の指定に関する予定 (") 3
- 保安林の指定に関する予定 (") 3
- 保安林の指定に関する予定 (") 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定 (くらしの安全推進課) 4
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害図書の指定 (") 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (") 5
- 土砂災害警戒区域の指定 (") 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (") 8
- 土砂災害警戒区域の指定 (") 10
- 道路の供用開始 (道路保全課) 10
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正 (会計課) 10
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領 (") 10

公 告

- 土地改良区役員の退任 (農村計画課) 11
- 道路の位置指定 (建築課) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (") 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (") 11
- 平成 2 9 年二級建築士試験の実施 (") 11
- 平成 2 9 年木造建築士試験の実施 (") 12

登 載 依 頼

- 熊本県保健医療推進協議会の開催 (保健医療推進協議会) 14
- くまもと 2 1 ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会の開催 (くまもと 2 1 ヘルスプラン推進委員会) 14
- 平成 2 8 年度第 2 回熊本県観光審議会の開催 (観光審議会) 14

告 示

熊本県告示第 2 0 2 号

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年熊本県規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
内科	豊永 哲志	菊池郡市医師会立病院 菊池市大琳寺 7 5 番地 3	平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県告示第 2 0 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種
---------	--------	---------	-------	--------

は氏名				類
アンビシャス株式会社	訪問介護事業所 えみのわ八代	八代市出町 5 番 1 0 号	平成 2 9 年 3 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 2 0 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アンビシャス株式会社	訪問介護事業所 えみのわ宇城	宇城市松橋町曲 野 2 5 2 8 - 1	平成 2 9 年 3 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 2 0 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 2 9 年 3 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名郡和水町大字中和仁字西山 7 9 8 番 1 2 地先から 同所 7 9 8 番 6 2 地先まで	363.0	災害防除

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県告示第 2 0 6 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町中津道字伊勢塚 3 7 6 7 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字伊勢塚 3 7 6 7 番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 0 7 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町仁田尾字仁田尾 1 1 7 番 1 1、1 1 7 番 2 7
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字仁田尾 1 1 7 番 1 1 ・ 1 1 7 番 2 7 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 0 8 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字海路字小鹿倉 1 1 2 7 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小鹿倉 1 1 2 7 番 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 0 9 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字告字堂ノ平 1 1 番 8、1 5 番 1 3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂ノ平 1 1 番 8 ・ 1 5 番 1 3 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 1 0 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丙字宇土ノ迫 7 0 8 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宇土ノ迫708番（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 （２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 1 1 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 9 年 3 月 2 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。
 平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	悶える義妹 遺影の前で抱いて（オーピー） ◎大奥外伝 尼寺淫の門（新日本映像） べんり屋熟女～変態性癖 2 4 時～（オーピー） 熟女の痴格 ピンク肌の色情（新日本映像） 色慾怪談 ヌルっと入ります（オーピー） 大淫乱 欲情交尾（新日本映像） 人妻の淫汁 覗かれた絶頂（新東宝） 巨乳水着未亡人 悩殺熟女の秘密の痴態（オーピー） 僕のオッパイが発情した理由（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 2 1 2 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 9 条第 1 項の規定により少年に有害な図書として平成 2 9 年 3 月 2 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。
 平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種別	図 書 名	指 定 理 由
有害図書	山一抗争禁断の裏側（株式会社メディアックス） カメラは撮った！山口組「激動」の 1 0 1 年、その瞬間（宝島社） 実話ドキュメント 2 0 1 7 3 月号（マイウェイ出版株式会社） 封印発禁ダークゾーン V o l . 6（株式会社大洋図書） 実話裏歴史 S P E C I A L V o l . 1 4（株式会社大洋図書） 臨増ナックルズ D X V o l . 3（ミリオン出版株式会社） ググってはいけない禁断の言葉 2 0 1 7（株式会社鉄人社） 激ヤバ潜入！日本の超タブー地帯（宝島社）	著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 2 1 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
 平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井堀川	宇城市小川町南小川	別図 1 のとおり	土石流

引上川	宇城市小川町東小川、南海東	別図 2 のとおり	土石流
北部田川 (3)	宇城市小川町北部田	別図 3 のとおり	土石流
琵琶古閑川 (3)	宇城市小川町南海東	別図 4 のとおり	土石流

(別図 1 から別図 4 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 1 4 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北部田川 (2)	宇城市小川町北部田、南小野	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
長迫川	宇城市小川町北部田	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
北部田川 (4)	宇城市小川町北部田	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
北部田川 (5) - 1	宇城市小川町北部田、南部田	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
北部田川 (5) - 2	宇城市小川町北部田、南部田	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
筒田川 - 1	宇城市小川町南海東	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
筒田川 - 2	宇城市小川町南海東	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
小鶴川	宇城市小川町南海東	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
琵琶古閑川 (1)	宇城市小川町南海東	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
西山川 (2)	宇城市小川町東小川	別図 1 0 のとおり	土石流	別図 1 0 のとおり
池田川	宇城市小川町北小野、中小野	別図 1 1 のとおり	土石流	別図 1 1 のとおり
谷合川 (1) - 1	宇城市小川町中小野	別図 1 2 のとおり	土石流	別図 1 2 のとおり
谷合川 (1) - 2	宇城市小川町中小野	別図 1 3 のとおり	土石流	別図 1 3 のとおり
藤原川	宇城市小川町南小川、西海東	別図 1 4 のとおり	土石流	別図 1 4 のとおり
小鶴川 (2)	宇城市小川町南海東	別図 1 5 のとおり	土石流	別図 1 5 のとおり
琵琶古閑川 (2)	宇城市小川町南海東	別図 1 6 のとおり	土石流	別図 1 6 のとおり
窪の谷川 - 1	宇城市小川町南海東、東小川	別図 1 7 のとおり	土石流	別図 1 7 のとおり

窪の谷川-2	宇城市小川町南海東、東小川	別図 1 8 のとおり	土石流	別図 1 8 のとおり
西山川 (1)	宇城市小川町東小川	別図 1 9 のとおり	土石流	別図 1 9 のとおり
西山川 (3)	宇城市小川町東小川	別図 2 0 のとおり	土石流	別図 2 0 のとおり
北部田 1	宇城市小川町北部田	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
樋渡 1	宇城市小川町東小川	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
稲川 1-1	宇城市小川町東小川	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
稲川 1-2	宇城市小川町東小川	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
鷹迫	宇城市小川町西海東	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
小園 1	宇城市小川町南海東	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
筒田 1-1	宇城市小川町南海東	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
筒田 1-2	宇城市小川町南海東	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
出春	宇城市小川町南海東	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
北小野 3	宇城市小川町北小野	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
北小野 1	宇城市小川町北小野	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
北小野 2	宇城市小川町中小野	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
北部田 2	宇城市小川町北部田	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
南小川 3-1	宇城市小川町南小川	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
南小川 3-2	宇城市小川町南小川	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
南小川 2-1	宇城市小川町南小川	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
南小川 2-2	宇城市小川町南小川	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
南小川 1	宇城市小川町南小川	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
南小川 5	宇城市小川町南小川	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
西海東 2	宇城市小川町西海東	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
舟橋	宇城市小川町西海東	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
蓮仏	宇城市小川町東小川	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
稲川 2	宇城市小川町東小川	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
樋渡 2	宇城市小川町東小川	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり

樋渡 3	宇城市小川町東小川	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
東小川 1	宇城市小川町東小川	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
東小川 2	宇城市小川町東小川	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
楯屋林	宇城市小川町東小川	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
西海東 3	宇城市小川町西海東	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
宮園 1	宇城市小川町西海東	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
宮園 2	宇城市小川町西海東	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
南海東 2	宇城市小川町南海東	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
南海東 1	宇城市小川町南海東	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
小園 2	宇城市小川町南海東	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
小園 3	宇城市小川町南海東	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
田中	宇城市小川町南海東	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
筒田 2	宇城市小川町南海東	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
筒田 5	宇城市小川町南海東	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
筒田 3-1	宇城市小川町南海東	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
筒田 3-2	宇城市小川町南海東	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
筒田 4	宇城市小川町南海東	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
鳥越	宇城市小川町南海東	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
柱山	宇城市小川町南海東	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
境尾	宇城市小川町東小川	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
東小川 3	宇城市小川町東小川	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
引上	宇城市小川町東小川	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
琵琶古閑 1	宇城市小川町南海東	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
琵琶古閑 2-1	宇城市小川町南海東	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
琵琶古閑 2-2	宇城市小川町南海東	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
表南小川 1	宇城市小川町南小川	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり
表南小川 2	宇城市小川町南小川	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり

表南小川 3	宇城市小川町南小川、東小川	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり
樋渡 1 (樋渡 4) - 1	宇城市小川町東小川	別図 7 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 3 のとおり
樋渡 1 (樋渡 4) - 2	宇城市小川町東小川	別図 7 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 4 のとおり
樋渡 2 (樋渡 5)	宇城市小川町東小川	別図 7 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 5 のとおり
樋渡 3 (樋渡 6)	宇城市小川町東小川	別図 7 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 6 のとおり

(別図 1 から別図 7 6 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 1 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吹上川 1	宇城市松橋町浦川内、豊野町山崎	別図 1 のとおり	土石流
北萩尾川 1	宇城市松橋町萩尾	別図 2 のとおり	土石流
吹上川 2	宇城市松橋町浦川内、豊野町山崎	別図 3 のとおり	土石流
野添川 1	宇城市松橋町内田	別図 4 のとおり	土石流
松山 1 - 3	宇城市松橋町松山、松橋	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊
北萩尾 1	宇城市松橋町萩尾	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 6 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 1 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北萩尾川 (北萩尾川 2)	宇城市松橋町萩尾	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
吹上川 3	宇城市松橋町浦川内、豊野町山崎	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
吹上川 4	宇城市松橋町浦川内、豊野町山崎	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり

吹上川 5	宇城市松橋町浦川内、 豊野町山崎	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
川床川	宇城市松橋町浦川内	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
野添川 2	宇城市松橋町内田	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
内田川	宇城市松橋町内田	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
松山 1 - 1	宇城市松橋町松山、不 知火町御領	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
松山 1 - 2	宇城市松橋町松山、不 知火町御領	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
内田 1 - 1	宇城市松橋町内田	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
内田 1 - 2	宇城市松橋町内田	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
松山 3	宇城市松橋町松山、松 橋	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
松山 2 - 1	宇城市松橋町松山、松 橋	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
松山 2 - 2	宇城市松橋町松山	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
上久具	宇城市松橋町久具	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
北萩尾 3	宇城市松橋町萩尾	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
北萩尾 4	宇城市松橋町萩尾	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
北萩尾 2	宇城市松橋町萩尾	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
南萩尾	宇城市松橋町萩尾	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
牛尾	宇城市松橋町浦川内	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
川床 1	宇城市松橋町浦川内	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
川床 2	宇城市松橋町浦川内	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
弁天	宇城市松橋町内田	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
内田 2	宇城市松橋町内田	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
上竹崎	宇城市松橋町竹崎	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
内田 3	宇城市松橋町内田	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
六地藏 1	宇城市松橋町萩尾	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
六地藏 2	宇城市松橋町萩尾	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり

(別図 1 から別図 2 8 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県
央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第217号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下下須	人吉市西大塚町	別図1のとおり	地滑り
与内山	人吉市瓦屋町、合ノ原町	別図2のとおり	地滑り
大塚	人吉市大塚町	別図3のとおり	地滑り

（別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成29年3月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成29年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	植木インター菊池線	菊池市七城町砂田字間所 1457番1地先から 同所 1444番2地先まで	111.7	防交交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成29年3月10日

熊本県告示第219号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成29年3月13日から施行する。
平成29年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1大分銀行熊本支店の項中「熊本市中央区水道町2番13号」を「熊本市中央区水道町1番23号」に改め、同表九州幸銀信用組合熊本支店の項中「九州幸銀信用組合熊本支店」を「横浜幸銀信用組合熊本支店」に改め、同表九州幸銀信用組合熊本県庁通り支店の項中「九州幸銀信用組合熊本県庁通り支店」を「横浜幸銀信用組合熊本県庁通り支店」に改める。

熊本県告示第220号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成29年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の11）の一部を次のように改正する。

別表第2肥後銀行本店の部九州幸銀信用組合熊本支店の項中「九州幸銀信用組合熊本支店」を「横浜幸銀信用組合熊本支店」に、「九州幸銀信用組合熊本県庁通り支店」を「横浜幸銀信用組合熊本県庁通り支店」に改める。

附 則

この要領は、平成29年3月13日から施行する。

公 告

熊本県公告第133号

球磨郡山江村に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	松本 照彦	球磨郡多良木町大字槻木153番地1

熊本県公告第134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成29年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町久具358番地22
- 2 築造者の氏名 株式会社大成不動産コンサルタント
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字上ノ原1689番7、同1691番13、同1691番15及び同1692番12
- 4 道路の幅員 6.02メートル
- 5 道路の延長 44.09メートル
- 6 指定年月日 平成29年2月23日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第123号

熊本県公告第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保2000番2530
496.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡2000番地110
奈須 和彦

熊本県公告第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字戸鼻崎1959番2
497.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市亘114番地1有平ハイツ106号
石原 幸太、石原 愛

熊本県公告第137号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成29年二級建築士試験を次のように実施する。

平成29年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日及び日程
 - (1) 学科の試験
平成29年7月2日（日） 午前10時から午後5時10分まで
 - (2) 設計製図の試験

- 平成29年9月10日(日) 午前11時から午後4時まで
- 2 試験地
熊本市
 - 3 試験場所
 - (1) 学科の試験
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
 - (2) 設計製図の試験
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
 - 4 受験申込手続
 - (1) 受験申込み
郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者うち、二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間
平成29年4月3日(月)から平成29年4月17日(月)まで
 - イ 受験申込方法
次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること(締切日の消印有効)。
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター本部
 - (2) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び受付時間
(ア) 期間 平成29年4月10日(月)から平成29年4月17日(月)まで
(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 - イ 受験申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (3) 受付場所における受験申込み
過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は(1)若しくは(2)による受験申込みができなかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。
 - ア 受験申込書の受付期間及び受付時間
(ア) 期間 平成29年4月20日(木)から平成29年4月24日(月)まで
(イ) 時間 午前10時から午後5時まで
 - イ 受験申込方法
次の受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。
公益社団法人熊本県建築士会
熊本市中央区神水一丁目3番7号熊本県建築士会館
 - (4) 学科の試験の免除の申請
学科の試験の免除の申請は、平成27年若しくは平成28年に行った試験の学科の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書又は平成27年若しくは平成28年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成29年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。
 - 5 受験票の交付
受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、平成29年6月9日(金)頃、受験有資格者に発送する。
 - 6 合格者の発表及び合否の通知
 - (1) 学科の試験
平成29年8月22日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - (2) 設計製図の試験
平成29年12月7日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - 7 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
 - 8 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成29年6月7日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び公益社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第138号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成29年木造建築士

試験を次のように実施する。
平成29年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験期日及び日程

- (1) 学科の試験
平成29年7月23日（日） 午前10時から午後5時10分まで
- (2) 設計製図の試験
平成29年10月8日（日） 午前11時から午後4時まで

2 試験地
熊本市

3 試験場所

- (1) 学科の試験
東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- (2) 設計製図の試験
東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

4 受験申込手続

- (1) 郵送による受験申込み
郵送による受験申込みについては、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、木造建築士試験の受験票若しくは合格の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間

平成29年4月3日（月）から平成29年4月17日（月）まで

イ 受験申込方法

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること（締切日の消印有効）。
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター本部

- (2) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

(ア) 期間 平成29年4月10日（月）から平成29年4月17日（月）まで
(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

- (3) 受付場所における受験申込み
過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は(1)若しくは(2)による受験申込みができなかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。

ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 期間 平成29年4月20日（木）から平成29年4月24日（月）まで
(イ) 時間 午前10時から午後5時まで

イ 受験申込方法

次の受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。
公益社団法人熊本県建築士会
熊本市中央区神水一丁目3番7号熊本県建築士会館

- (4) 学科の試験の免除の申請
学科の試験の免除の申請は、平成27若しくは平成28年に行った試験の学科の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書又は平成27年若しくは平成28年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成29年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）は、原則として、平成28年6月9日（金）頃、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

- (1) 学科の試験
平成29年9月5日（火）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- (2) 設計製図の試験
平成29年12月7日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

8 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成29年6月7日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び公益社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示す

- るとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験期間内にその旨を申し出ること。

登載依頼**熊本県保健医療推進協議会公告第1号**

平成28年度熊本県保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年3月10日

熊本県保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成29年3月15日（水） 午後2時から
- 2 場所
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議題
(1) 第6次熊本県保健医療計画の総合評価について
(2) 熊本県地域医療構想の策定について
(3) 第7次熊本県保健医療計画の策定について
(4) その他報告事項
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
（電話096-333-2193）

くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会公告第1号

平成28年度くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。

平成29年3月10日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時
平成29年3月17日（金曜日）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階職員研修室
- 3 議題
(1) 第3次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）の進捗状況について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
（電話096-333-2208）

熊本県観光審議会公告第2号

平成28年度第2回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成29年3月10日

熊本県観光審議会会長

- 1 日時
平成29年3月23日（木）
午前10時から午後0時まで

- 2 場所
ホテル熊本テルサ たい樹（熊本市中央区水前寺公園28の51）
- 3 議題
 - (1) 次期観光立県推進計画の策定について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、審議会の開催予定時刻までに、各会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県観光審議会事務局
（熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光課）
（電話096-333-2332）